

「みえ森と緑の県民税」～よくあるご質問～

Q1 なぜ「みえ森と緑の県民税」を導入するのですか？

A1 三重県の県土のおよそ3分の2は森林が占めています。森林は土砂災害を防止したり、水を貯えるなど、私たちの生活に欠かすことのできない様々な働きを持っています。しかしながら、近年、荒廃森林の増加や異常気象の増加により、自然災害のリスクが高まっていると考えられます。

そこで、三重県は「災害に強い森林づくり」と「県民全体で森林を支える社会づくり」を進めるため、平成26年4月1日から「みえ森と緑の県民税」を導入します。

Q2 この税はどのようなことに使われるのですか？

A2 「みえ森と緑の県民税」は、「災害に強い森林づくり」を進めるために、溪流にたまった土砂や流木になる恐れのある樹木の除去のほか、荒廃した里山や竹林の整備など、暮らしに身近な森林対策に使わせていただきます。

また、「県民全体で森林を支える社会づくり」を進めるために、子どもたちが森林について学び・ふれあう「森林環境教育」や、公共の建物などの木造化、森林づくり活動への支援などにも使わせていただきます。

これらの取り組みは、県だけではなく、県と市町が一体になって進めていきます。

Q3 家計への影響はどのくらいありますか？

A3 「みえ森と緑の県民税」は県民税均等割に上乗せして納めていただきます。個人については、年額1,000円、法人については、均等割額の10%相当額で、年額2,000円から80,000円をご負担いただきます。
※個人県民税が非課税となる方（所得がない未成年者や所得金額が一定の金額以下となる方など）には課税されません。

例えば...

個人モデルケース			
夫婦+子供2人の場合			
夫の給与収入金額 600万円(年額)	夫	1,000円	
妻の給与収入金額 200万円(年額)	妻	1,000円	
子供2人は収入なし	子供2人	非課税	
夫婦の場合			
夫の年金収入金額 250万円(年額)	夫	1,000円	
妻の年金収入金額 90万円(年額)	妻	非課税	

みえ森と緑の県民税 についてのお問い合わせ先

■税の使いみちに関すること

三重県農林水産部みどり共生推進課
TEL 059-224-2513
FAX 059-224-2070

■税のしくみに関すること

三重県総務部財務・債権管理課
TEL 059-224-2127
FAX 059-224-4321

平成26年4月1日からの導入となります。
三重県の豊かな森林を次世代に引き継ぐため、皆様のご理解・ご協力を
よろしくお願いいたします。

【ご意見・お問い合わせ先】

農林水産部 みどり共生推進課 みどり推進班
TEL : 059-224-2513 FAX : 059-224-2070
E-mail : midori@pref.mie.jp
みんなで支える森林づくり・三重 Facebook
<https://www.facebook.com/mieshinrin>

